

南幌町ふるさと就農促進事業実施要綱

第1 事業の目的

本事業は、意欲ある農業研修生及び新規就農者のうち、国の制度である青年就農給付金事業において給付対象となることが難しい者及び給付対象とならない者に対し、研修または就農に要する経費の一部を支援するために給付金を給付することで、収入のない研修時及び収入が不安定な就農開始初期の生活を支援し、更なる担い手の確保を図り、本町における新規就農を促進することを目的とする。

第2 給付対象者

給付対象者は、町内の先進農家または農業生産法人において研修を受ける者及び町内において新規に就農を開始する者で、国が実施する青年就農給付金事業の給付要件を満たすことが難しい者または給付要件を満たすことができない者とし、南幌町での就農定着に強い意欲を持ち、将来担い手として本町農業の持続的、安定的な発展を支えるものと町が面接により確認し、給付を認めた者とする。

第3 事業の種類

本事業の種類は、次のとおりとする。

1 農業研修型

就農に向けて親元又は農業生産法人等において研修を受ける者に対して給付する事業

2 新規就農型

新規就農し、新たに経営参画する農業者に対して給付金を給付する事業

第4 定義

本事業における農業研修及び新規就農の定義は次のとおりとする。

1 農業研修

農業に従事してから1年以内であり、農業後継者として生産技術や経営管理能力等を実践的な実習を通して習得することを目的として行う研修をいい、将来就農するまでの2～5年間の学習期間とする。

2 新規就農

農業研修等で農業に関する知識や生産技術を習得し、新たに親元で就農または農業生産法人の構成員として経営に参画し、農業後継者として経営を担うことを目的として営農を開始することをいう。

なお、対象とする就農開始年度は、本事業の開始年度とする。

第5 給付要件等

町長は、以下の要件を満たす者（以下「給付対象者」という。）に対し、給付金を給付する。

1 農業研修型

(1) 農業研修型の給付対象者の要件は、次に掲げるとおりとする。

ア 原則として町内在住とし、町内で農業経営者になることについて強い意欲を有していること

イ 同一世帯に属する者全員について、南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（平成18年南幌町条例第30号）を適用するものとする。

(2) 給付金額及び給付期間

給付額は、1人当たり月額20,000円とし、給付期間は最長2年間とする。

(3) 次に掲げる事項に該当する場合、町長は給付金の給付を停止する。

ア (1)の要件を満たさなくなった場合

イ 研修を途中で中止した場合

ウ 第4の1の(2)の報告を行わなかった場合

エ 町長が特に認める場合

(4) 次に掲げる事項に該当する場合、農業研修型の受給者は受給した給付金の全てを返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として町長が認めた場合はこの限りではない。

ア (3)のアからエまでに掲げる要件に該当する場合

イ 虚偽の申請等を行った場合

ウ 町長が特に認める場合

2 新規就農型

(1) 新規就農型の給付対象者の要件は、次に掲げるとおりとする。

ア 原則として町内在住とし、町内で農業経営者となることについての強い意欲を有していること

イ 個人の場合、家族経営協定を締結していること、又法人の場合は作業役割が明確化されていること

ウ 同一世帯に属する者全員について、南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（平成18年南幌町条例第30号）を適用するものとする。

(2) 給付金額及び給付期間

給付額は、1人当たり月額40,000円とし、給付期間は最長3年間とする。

(3) 次に掲げる事項に該当する場合、町長は給付金の給付を停止する。

ア (1)のア及びウの要件を満たさなくなった場合

イ 営農を休止した場合

ウ 第4の2の(2)の報告を行わなかった場合

エ 町長が特に認める場合

(4) 次に掲げる事項に該当する場合、新規就農型の受給者は受給した給付金の全てを返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として町長が認めた場合はこの限りではない。

- ア (3) のアからエまでに掲げる要件に該当する場合
- イ 虚偽の申請等を行った場合
- ウ 離農若しくは退社した場合
- エ 町長が特に認める場合

第6 給付対象者の手続き

給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び給付決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、以下の手続きを行わなければならない。

1 農業研修型の手続き

(1) 給付申請

農業研修型の申請者は、南幌町ふるさと就農促進事業（農業研修型）給付申請書（別紙様式第1号）を作成し、町長に給付金の給付を申請する。

(2) 研修状況報告

農業研修型の受給者は、研修報告書（別紙様式第2号）を町長へ提出する。提出は年2回とし、9月末、3月末までの実績をその翌月末までに提出する。

(3) 研修終了後の報告

農業研修型の受給者は、給付終了後3年間は（2）に定めるとおり町長へ提出する。ただし、給付終了後に新規就農型の給付を受ける場合はこの限りではない。

2 新規就農型の手続き

(1) 給付申請

新規就農型の申請者は、南幌町ふるさと就農促進事業（新規就農型）給付申請書（別紙様式第3号）を作成し、町長に給付金の給付を申請する。

(2) 状況報告

新規就農型の受給者は、作業報告書（別紙様式第4号）を町長へ提出する。提出は年2回とし、9月末、3月末までの実績をその翌月末までに提出する。

なお、年1回、確定申告書又は総会議案の写しを提出する。

(3) 給付終了後の報告

新規就農型の受給者は、給付終了後3年間は（2）のとおり町長へ提出する。

3 その他の手続き

(1) 給付の中止

受給者は、給付金の受給を中止する場合は、中止届（別紙様式第5号）を町長へ提出しなければならない。

(2) 給付の休止

ア 受給者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は、事前に休止届（別紙様式第6号）を町長へ提出しなければならない。

イ アの休止届を提出した受給者が再開する場合は、再開届（別紙様式第7号）を町長へ提出しなければならない。

（3）返還免除

受給者は、第3の1の（4）及び第3の2の（4）の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書（別紙様式第8号）を町長へ提出し、返還免除承認通知書（別紙様式第9号）の交付により返還免除の承認を受けなければならない。

第7 給付

給付金は、以下により給付する。

1 給付決定

町長は、前条の規定による給付の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに南幌町ふるさと就農促進事業（農業研修型）給付決定通知書（別紙様式第10号）又は南幌町ふるさと就農促進事業（新規就農型）給付決定通知書（別紙様式第11号）により通知するものとする。

2 給付時期

給付金は年2回給付するものとし、4月から9月までに農業研修生として農業に従事または新規に就農した場合は、10月に給付し、10月から3月までに農業研修生として農業に従事または新規に就農した場合は、4月に給付するものとする。

第8 その他

この告示に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。